

第22回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年4月25日（金） 午前10時45分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する要請の決定について

日程第 7 報告第 1号 第1回総務小委員会の報告について

日程第 8 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第 9 議案第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 出席委員 農業委員

1 番委員 新田 義修

2 番委員 吉清水 秀明

3 番委員 主濱 学

4 番委員 佐藤 恵一郎

5 番委員 熊谷 喜彦

7 番委員 勝田 徹

8 番委員 太田 豊

9 番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 武田 美紀

西部地区担当 宮林 和徳 以上2名

5 欠席委員 農業委員

6 番委員 高橋 敏彦 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同 総括主査 佐藤 泰生

同 主任主査 細川 直樹

同 主査 大村 和臣

開会時刻 令和7年4月25日（金） 午前10時45分

佐々木事務局長 只今より第22回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立します。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第22回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年3月26日から令和7年4月25日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第21回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号1番は、2番吉清水委員が該当します。

つきましては、整理番号1番を先に審議し、次に整理番号2番を審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、そのように審議することとします。それでは、議案第1号のうち整理番号1番を審議いたします。議事参与の制限があります2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長

なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任

それでは議案第1号のうち整理番号1番について補足説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地中間管理事業による利用権設定を受けている耕作者に農地を譲り渡す案件です。

以上から、議案第1号のうち整理番号1番については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査につきましては第19回総会議案第4号にて報告済みのため省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号1番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長

2番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして、議案第1号のうち整理番号2番を審議いたします。事務局より説明させます。

大村主査

引き続き議案第1号のうち整理番号2番について補足説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。

整理番号2番は、農地中間管理事業で利用権設定を受けている法人から特定農作業受委託を受けている耕作者に対して農地を譲り渡す案件です。

以上から、議案第1号のうち整理番号2番については、議案書7ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査につきましても第19回総会議案第4号にて報告済みのため省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号2番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は10ページから12ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は大釜駅から概ね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考えられますが、西側に住宅が隣接する等周辺は集落を形成していることから、農地転用目的の不許可の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。なお、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前相談結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、武田美紀推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を武田推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。それでは私の方から議案第2号について、令和7年4月16日に新田農業委員と宮林推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、大釜駅から南東へ約460メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側及び北側は宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号について補足説明いたします。議案書は14ページから19ページまでをご覧ください。
整理番号1番は、契約期間を終えることに伴い契約を更新する案件です。
整理番号2番は、現在の借受者が耕作できなくなったことから新たな担い手が借り受ける案件です。
整理番号3番は、契約名義を借受者個人から借受者が代表を務める法人に変更する案件です。
整理番号4番及び5番は、自作する所有者あるいは現在の借受者がそれぞれ耕作できなくなったことから、推進委員が中心となって農用地利用改善団体とも調整を図り新たな担い手が借り受けることになった案件です。
以上、議案第3号についてはいずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件につきましてはそれぞれ更新または再配分の案件のため現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、報告第1号、第1回総務小委員会の報告について、総務小委員会太田副委員長より報告をお願いします。

太田副委員長 総務小委員会副委員長の太田です。総務小委員会は委員長を議長である駿河会長が務めておりますので、副委員長の私の方から第1回総務小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は26ペ

ージをご覧ください。

第1回総務小委員会は令和7年4月7日に総務小委員会委員6名が出席し、令和7年度の農業委員会活動計画について具体的な協議を行いました。

今年度は毎年行っている活動に、地域計画の協議の場への参加や市長要望を加えたものとなりました。

その他に産学官連携会議として盛岡農業高校の特別専攻科の学生との意見交換や日帰り研修、雫石町農業委員会との意見交換会をそれぞれ実施する計画といたしました。

また、農地パトロールは農地の日の行事として7月18日に実施する計画といたしました。

以上で第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長

日程第8、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてにつきましては、お手元の議案書22ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第22回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年4月25日（金） 午前11時05分

議 長 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

令和7年4月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一